## 和歌山県人権施策基本方針 改定案の要点

項目	頁	改定内容	改定理由
全項目共通		■「すべて」は「全て」と漢字表記	和歌山県長期総合計
		■"物"を「持つ」以外の「持つ」は「もつ」	画や教育振興基本計
		と平仮名表記	画といった県の他の
		■「一人ひとり」は「一人一人」と漢字表記	計画において、左記
		■「身につける」は「身に付ける」と漢字表記	の表記で統一してい
		■「さまざま」は「様々」と漢字表記	るため。

	 はじめに					
1	基本方針の趣旨	頁	改定内容	改定理由		
	基本方針の趣旨	1 91 97	1 職場におけるハラスメントの括弧 書きを削除する。その上で、用語の解 説において、「ハラスメント」を削除 し、「職場におけるハラスメント」を 新たに設ける。 また、「働く人の人権」に関する県	ハラスメントについては「いじめ・嫌がらせ」に限らないため。 また、「働く人の人権」に対する関心が高いため。		
		1	民意識調査の結果を反映させる。  ②災害に係る文言について、避難所 運営等で女性などへの配慮を欠いた 事例が報告されているに修正する。	前回の改定以降の災害においても、避難所運営等で人権に配慮に欠いた事例があるため。		
2	人権をめぐる国内 頁 外の動向		改定内容	改定理由		
	(1)国際的動向	З	3 「持続可能な開発のための203 0アジェンダ」(SDGs)を採択し たことを追記する。	前回の改定後の国際的動向を追記する。		
		4	4 「障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律」及び「部落差別の 解消の推進に関する法律」が施行され たことを追記する。	前回の改定後の国内の動向を追記する。		
	(2)国内の動向	4	5主な人権関係法の施行等に係る表 を削除する。	資料編に人権関係年表(102 頁~)が記載されているおり、 また、どの法律が「主な人権関 係法」に該当するか基準があい まいなため。		
	(3) 本県での取組	6	6 「公益財団法人和歌山県人権啓発 センター」の説明を修正する。	「公益財団法人和歌山県人権 啓発センター」について、現状 の活動に即した表現に修正。		

	第3章 分野別施策の推進						
1	環境と人権	頁	改定内容	改定理由			
	(1)現状と課題	16 17	7平成 27年に国連で採択されたSDGsについて追記する。また、地球温暖化対策に関して、「京都議定書」に代わる「パリ協定」の採択について追記する。	前回の本基本方針改定後の国際的動向を追記する。			
	(2)基本的方向	17	8 良い環境で暮らすことは人間の基本的権利であることから、次世代への豊かな自然等を残し、持続可能な社会の構築に取り組む必要があることを記載する。また、環境政策に関する条例について、現行の基本方針の「基本的な取組」から転記し、「和歌山県環境基本計画」について追記する。	新たに「基本的方向」を 項目だてする。			
2	: 情報と人権 プライバシーの保護	頁	改定内容	改定理由			
	(1)現状と課題	18	<ul> <li>●情報産業の発達に伴いプライバシーの権利が主張された旨を削除の上、プライバシーの権利に係る自己情報コントロール権を追記する。</li> <li>また、プライバシーの権利は国民一人一人に保障されるべき基本的人権の問題であることから、個人情報の保護についても、同様に認識することが重要と修正する。</li> </ul>	プライバシー権は 19 世紀頃から主張されており、また、自己情報コントロール権については、個人情報保護条例にも内容が記載されているため			
	(2)基本的方向	19	10個人情報の適正な取扱い等を定めた「県個人情報保護条例」及び「県情報セキュリティ基本方針」について現行の基本方針の「基本的な取組」から転記したうえで、情報公開により個人の正当な権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な保護に努めることについても併せて「基本的な取組」から転記する。	新たに「基本的方向」を 項目だてする。			
	(3)基本的な取組		11「基本的方向」に基づく県内部における取組や事業者への取組について追記する。	「基本的方向」に基づく 県の取組を追記する。			

	情報と人権			
		頁	74. <del>-</del>	75年中
١.	インターネット上の		改定内容	改定理由
<u>ا</u>	権侵害			
		20	12  インターネット上の人権侵害に対して	新たに「基本的方向」を
			被害の拡大防止に迅速に対応するととも	項目だてする。
	(2)基本的方向		に、県民に対しても、利用の際のルールや	
			マナーに関する正しい理解を深めるための	
			教育・啓発に取り組むことを追記する。	
		21	13関係機関と連携し、インターネット上	前回の本基本方針改定後
	(3)基本的な取組		の差別的な書き込みに関するモニタリング	に新たに実施している取
			について追記する。	組等を追記する。
3	災害と人権	頁	改定内容	改定理由
		22	14「和歌山県防災対策推進条例」の施行と	新たに「基本的方向」を
	(2) 甘木的东向		災害時において人権の視点に立った防災対	項目だてする。
	(2)基本的方向		策の実施について、現行の基本方針の「基	
			本的な取組」から転記する。	
	(3)基本的な取組	22	15 福祉避難所設置ガイドライン」及び「市	前回の本基本方針改定後
			   町村避難所運営マニュアル作成モデル」の	に新たに実施している取
			作成について追記する。	組を追記する。
4	女性の人権	頁	改定内容	改定理由
		24	16男女共同参画に関する条例及び計画を	条例及び計画は、「基本的
	(2) 甘木的东向		現行の基本方針の「現状と課題」から転記	な取組」の指針となるこ
	(2)基本的方向		したうえで、現状の内容に修正する。	とから、「基本的方向」に
				転記する。
		27	17「ウ 働く場と家庭における男女共同参	前回の本基本方針改定後
	(3)基本的な取組		画の推進」の①に、「女性活躍企業同盟」に	に新たに実施している取
			係る取組を追記する。	組を追記する。
5	子供の人権	頁	改定内容	改定理由
		29	18子供・子育て支援に係る計画を修正し、	前回の本基本方針改定後
			   児童虐待に係る計画を削除する。	の関係法の改正に伴い、
		30	19「和歌山県子ども虐待防止基本計画」に	記載箇所を整理したうえ
	(1)現状と課題		<u></u> ついて、冒頭の箇所から虐待に係る箇所に	で、本県の計画及び関係
			   転記するとともに、令和元年6月に「児童	法の改正内容を追記す
			   福祉法」等が改正されたことについても追	る。
			記する。	
		l	-	

5	子供の人権	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題	30	20 令和元年6月に「子どもの貧困対策の 推進に関する法律」が改正されたことにつ いて修正するとともに、「和歌山県子供の貧 困対策推進計画」について追記する。	
		31	21 性的搾取への規制強化について、国の 法律及び県条例の改正内容について追記す る。	前回の本基本方針改定後 の国及び県の取組を追記 する。
		33	22「ア 児童虐待などへの取組」の①に、	児童虐待の発生防止と早
		34	児童虐待の発生予防に向けた県民意識の醸成を図るとともに、特に、体罰や暴言による「しつけ」は児童の成長に悪影響を及ぼすものであることを周知し、体罰によらな	期発見・早期対応について、前回の基本方針改定後の取組も踏まえて整理・追記する。
			い育児について啓発を行うこと、また、子育て家庭に対する相談・支援体制の充実及び各相談機関等の周知についても推進することを追記する。	
	(3)基本的な取組	34	23「ア 児童虐待などへの取組」の②に、 各関係機関に対して情報共有の徹底を働き かけるとともに、積極的な連携により、児童 虐待の未然防止及び早期発見・対応に努める ことを追記する。	
		34	24 「ア 児童虐待などへの取組」の③に、 児童虐待の対応について市町村と適切な役 割分担のもと的確に対応することを追記。	
		38	25「オ 子供の健全な成長を促す環境づくりと子供の人権についての教育・啓発」の⑥に子供の貧困対策として、教育、生活、就労、経済的支援に取り組むとともに、子供の生活状況等を把握し、子供の貧困対策に関する各施策や支援制度の検証を行うことで、子供の貧困対策をより効果的に推進することを追記する。	前回の基本方針改定時に 反映できなかった子供の 貧困対策について追記す る。
6	高齢者の人権	頁	改定内容	改定理由
	(3)基本的な取組	42	26「キ 高齢者の生きがい対策の推進」の ①に、ボランティアなどの社会参加活動を 通して、生きがいや健康づくりを推進する 活動を促進することを追記する。	前回の本基本方針改定後 に新たに実施した取組を 追記する。

7	障害のある人の人権	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題	43	27 障害者総合支援法が施行されたことに 伴い、一定の難病の人が支援対象に加えら れたことについて追記する。	本法律が施行されたこと の記載がないため、改正 内容と併せて追記する。
		44 45	28 障害者施策の基本方針に係る計画等に ついて、「現状と課題」から転記したうえで、 現状の内容に修正する。	障害施策の方針について は、「基本的方向」で記載 されているため。
	(2)基本的方向	46	29 「障害者差別解消法」に基づく取組や「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」の策定、各市町村における対応要領に基づく取組を促すことについて追記する。	前回の本基本方針改定後 に新たに実施している取 組を追記する。
		47	30「和歌山県手話言語条例」に基づき、手話の普及や手話を使用しやすい環境の整備を推進するとともに、県民の理解を深めるため、必要な措置を講じることを追記する。	前回の本基本方針改定後 に新たに実施している取 組を追記する。
	(3)基本的な取組	47	31「ア 障害に対する理解の促進」の①に、 障害に対する理解の促進に係る取組の修正 及び「あいサポート運動」を追記する。	前回の本基本方針改定後 に新たに実施した取組を 追記する。
		48	32「ウ 就労支援」の①に、県職員採用に 係る障害者雇用の方針を追記する。	県職員採用にかかる障害 者雇用の方針の記載がな いため追記する。
	Ę		33「カ 社会参加の環境づくり」の②に、身体障害者補助犬に係る取組を追記する。	視覚・聴覚・身体に障害 のある人の社会参加の環
		51	34「カ 社会参加の環境づくり」の④に、手話に係る取組を追記する。	境づくりに係る取組につ いて追記する。
8	同和問題(部落差別)	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題	53	35「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定された経緯について追記する。	前回の本基本方針改定後 の国の動向を追記する。
	(2)基本的方向	54	36 「部落差別の解消の推進に関する法律」 の趣旨を踏まえた相談体制の充実とインタ ーネット上の人権侵害の防止について追記	相談事業についてはこれ までも取り組んでいたが、 左記法律で相談体制の充
	(3)基本的な取組	55 56	37「イ相談体制の充実」を追記する。 38「カ 差別事象への対応と差別による被 害者の救済」の②に、インターネット上の 差別的な情報のモニタリング及び被害の拡 大防止の取組について追記する。	実が規定されたことに伴い追記する。また、左記法律が施行されたことに伴い、新たに実施している取組を追記する。

9	外国人の人権	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題		39 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行について追記する。	前回の本基本方針改定後の国の動向を追記する。
病	O 感染症 (ハンセン 、H I V等)・難病患 等の人権	頁	改定内容	改定理由
	(3)基本的な取組	64 65	40「ウ 相談・支援体制の整備」の③において、「保健所の保健師を中心に」と修正するとともに、「家庭訪問」を追記する。	難病患者から支援の申請 を受けて初めて対応する のが、保健所の保健師で あり、また、申請があっ た場合、必ず保健師によ り初回訪問が実施される ため。
1	1 犯罪被害者等の 人権	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題	66	41日本が欧米に比べ、犯罪被害者等の施策が遅れている旨を削除する。	現状に即して文言を削除する。
	(2)基本的方向	67	42「和歌山県犯罪被害者等支援条例」制定及び本条例に基づく施策の推進について追記したうえで修正する。	前回の本基本方針改定後 に制定した左記条例に基 づきを追記・修正する。
	(3)基本的な取組	68	43「和歌山県犯罪被害者等支援条例」制定に伴い、新たな取り組みを追記する。	
1	2 自殺	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題	69	44 現行の基本方針における記載内容の一部を「現状と課題」として構成変更したうえで、自殺者数の推移について追記する。	新たに「現状と課題」を 項目だてする。
	(2)基本的方向	69 70	45 現行の基本方針における記載内容の一部を「基本的方向」として構成変更したうえで、和歌山県自殺対策計画の策定と和歌山県自殺対策推進センターについて修正する。	新たに「基本的方向」を 項目だてする。
	(3)基本的な取組	70 71	46 和歌山県自殺対策計画に基づく取組を 追記する。	新たに「基本的な取組」 を項目だてする。

13 ひきこもり		頁	改定内容	改定理由
	分野別の名称		47 「社会的ひきこもり」を「ひきこもり」 に修正する。	本県では、「ひきこもり」 全般に対して取り組んで いるため。
	(1)現状と課題	72	48 現行の基本方針における記載内容の一部を「現状と課題」として構成変更したうえで、一部修正する。	新たに「現状と課題」を 項目だてする。
	(2)基本的方向	72	49 ひきこもりに係る正しい理解の啓発や相談をとおして、回復にむけた支援を推進することを追記する。	新たに「基本的方向」を 項目だてする。
	(3)基本的な取組	72	50 現行の基本方針における記載内容の一部を「基本的な取組」として構成変更したうえで、「ひきこもり」者社会参加支援センターについて削除する。	新たに「基本的な取組」 を項目だてするととも に、現状に即して文言を 削除する。
•	4 刑事手続きに関めをもった人	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題	72 73	51 現行の基本方針における「被疑者・被告人・受刑者」と「刑を終えて出所した人」の記載内容の一部を「現状と課題」として構成変更し、一体的に記載する。	新たに「現状と課題」を 項目だてする。
	(2)基本的方向	73	52 刑を終えて出所した人が再犯を防止し、 犯罪や非行のない明るい社会づくりを支援 する取組を進めることを追記する。	新たに「基本的方向」を 項目だてする。
	(3)基本的な取組	73 74	53 現行の基本方針における記載内容の一部を「基本的な取組」として構成変更したうえで、社会を明るくする運動を追記する。	新たに「基本的な取組」 を項目だてする。
1	5 ホームレス	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題	74	54 現行の基本方針における記載内容の一部を「現状と課題」として構成変更する。	新たに「現状と課題」を 項目だてする。
	(2)基本的方向	74	55 現行の基本方針における記載内容の一部を「基本的方向」として構成変更したうえで、必要な施策を推進することを追記する。	新たに「基本的方向」を 項目だてする。
	(3)基本的な取組	74 75	56 誰もが、健康で文化的な生活を送ることができる社会を実現するため、ホームレスの自立相談支援等に取り組むことを追記する。	新たに「基本的な取組」 を項目だてする。

	16 LGBT や性同一性 障害のある人等の人権		改定内容	改定理由
	分野別の名称	75	57 「性同一性障害者等」を「LGBT や性同一性障害のある人等の人権」に修正する。	性的指向を踏まえた名称に変更する。
	(1)現状と課題	75	58 分野別の名称を変更したことに伴い、 構成及び内容を一部修正する。	新たに「現状と課題」を 項目だてする。
	(2)基本的方向	76	59 多様な性の在り方についての県民の正 しい理解を深め、誰もが自分らしく生きて いける社会を実現するための取組を推進す	新たに「基本的方向」を 項目だてする。
	(3)基本的な取組	76	ることを追記する。  「ア 啓発活動の推進」として、多様な性の在り方への理解等が深まるよう啓発活動の推進に努めることを追記する。 「イ 相談体制の充実」として、相談に応じるだけでなく、情報提供などの総合的な支援を行うことを追記する。	新たに「基本的な取組」を項目だてする。
1	7 働く人の人権	頁	改定内容	改定理由
	(1)現状と課題	76 77	61 職場におけるハラスメントや長時間労働、性別等による不当な扱い等が問題になっている中、国においては、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止措置が義務づけられたこと、また令和元年5月に「労働施策総合推進法」等の改正により、職場におけるパワー・ハラスメントについても同様に防止措置が義務づけられたほか、ハラスメント対策が強化されたことを記載する。さらに、国おける働き方改革に係る措置についても記載する。	新たに「現状と課題」を項目だてする。
	(2)基本的方向	77	62 「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」 など、人権尊重への取組を協働して進めてい くことや安心して働くことのできる職場環 境づくりに加え、性別等を理由とした不当な 扱いの防止と、誰もがその能力を十分に発揮 でき、全ての働く人の人権が尊重される社会 の実現に対する支援を促進することを記載 する。	

1	17 働く人の人権		改定内容	改定理由
	17 働く人の人権 頁 77 78 (3)基本的な取組 (3)基本的な取組 18 その他の人権課題 (患者の人権、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等) 78 分野別の名称		63「ア 研修・啓発の推進」として企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援することを記載する。 「イ 公正な採用と雇用の促進」として就職の機会均等が図られるよう啓発に取り組むとともに、高齢者等に対する就労支援施策を推進することを記載する。 「ウ 働きやすい職場環境の推進」として、相談窓口の設置等により、個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組むこと	新たに「基本的な取組」を項目だてする。
題之無			博でさる社会の実現に向けて取り組むこと や、「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」、 「女性活躍企業同盟」について記載する。 改定内容	改定理由
			64 分野別名称を「その他の人権課題(患者の人権、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等)」と修正する。	分野別施策における1~ 17以外にも人権課題が あることを分かりやすく するため。

(参考:第1章~第4章の改定に伴う用語の解説及び人権関係年表の改定内容)

用語の	解説	頁	改定 内容	記載内容
あいサポ	ート運動	81	新設	様々な障害の特性や必要な配慮等を理解して、障害のある人が困っている場面でちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害のある人が暮らしやすい社会をつくっていくことを目的とした運動で、平成21年(2009年)に鳥取県で始まりました。和歌山県では、平成28年(2016年)8月に鳥取県と協定を締結し、あいサポート運動に取り組んでいます。
SDG s		83	新設	持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年(2015年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。
LGBT		84	新設	レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシャル (Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字 をとって組み合わせた言葉です。 レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイ セクシャルは両性愛者、トランスジェンダーは身体の性と心の 性が一致しないことで違和感をもつ人をいいます。
学校裏サ	イト	84	削除	本文中で当該文言を削除したため、用語の解説も削除する。
合理的配	信息	86	追記	障害者差別解消法では、障害者から社会的障壁の除去を必要 としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担 が過重でないとき、合理的配慮の提供が行政機関等では義務、 民間事業者では努力義務となっています。
ットワー	守る地域ネク(要保護 を地域協議	87	削除	代わりに「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」(P99)を新設するが、内容に変更なし。
災害時要	援護者	87	削除	代わりに「要配慮者」(P99)を新設する。
社会を明動	るくする運	89	新設	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善 更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。
障害者虐		89	削除	本文中で「障害者虐待」を削除したことに伴い、「障害のあ
障害のある虐待	る人に対す	90	新設	る人に対する虐待」を新設する。解説の内容については、変更 していない。

用			改定 内容	記載内容
	職場におけるハラス メント	91	新設	職場におけるハラスメントには、①同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させるパワー・ハラスメント、②職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されるセクシュアル・ハラスメント、③職場において行われる上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害される妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどがあります。
	身体障害者補助犬	92	新設	視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートする盲導犬、肢体不自由者の日常の生活動作をサポートする介助犬、聴覚障害者に生活の中の必要な音を知らせ、音源へ誘導する聴導犬の三種の犬のことをいい、身体障害者補助犬法に基づき必要な訓練を受けています。それぞれの仕事内容は異なりますが、障害者の自立と社会参加をするための大切なパートナーです。不特定多数の人が利用する施設等では、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。
	性同一性障害	93	削除	本文中で「性同一性障害」について記載することに伴い削除。
	ハラスメント	97	削除	代わりに「職場におけるハラスメント」(P91)を新設する。
	ひきこもり	98	修正	「社会的ひきこもり」に関する記載を一部修正する。
	「ひきこもり」者社 会参加支援センター	98	削除	本文中で当該文言を削除したため、用語の解説も削除する。
	要配慮者	100	新設	平成25年度に改正された災害対策基本法の中で、高齢者、 障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する 方については「要配慮者」、そのうち災害発生時の避難等に特 に支援を要する方については「避難行動要支援者」と定められ、 市町村は「避難行動要支援者」名簿を作成することが義務づけ られています。
	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)	100	新設	代わりに「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策 地域協議会)」を削除するが、内容に変更なし。
人	権関係年表	103 ~ 116	新設	前回の本基本方針改定後の国際的動向等の動向を追記する。